

# 高崎経済大学図書館県民等公開要綱

平成23年度

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎経済大学図書館運営規程（平成23年度規程第73号。以下「図書館運営規程」という。）第3条に定める図書を、図書館運営規程第9条第2項の規定により、図書館の県民等への公開に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、運用にあたっては本学の教職員、学生の利用を優先するものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、調査・研究を目的とするものとする。ただし、大学等受験のために利用する者や図書館資料の利用を目的としない閲覧席のみの利用は除く。

- (1) 群馬県内に居住する者（ただし、18歳未満の者を除く。）
- (2) 群馬県内の事業所等に勤務する者
- (3) 群馬県内の大学及び短期大学に通学する者
- (4) 本学を卒業した者

(利用サービス内容)

第3条 図書館において利用できるサービスは、閲覧、文献複写および図書館長（以下「館長」という）が指定した図書の帯出とする。

(公開日)

第4条 図書館は、次の各号を除き公開する。

- (1) 図書館運営規程第6条に定める日
- (2) 本学定期試験期で館長が必要と認める期間
- (3) その他館長が必要と認める期間

(利用時間)

第5条 図書館運営規程第5条に定める時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用手続)

第6条 図書館を初めて利用しようとする者は、次の各号に掲げる身分を証明できるいずれかの資料を添えて図書館利用証交付申請書（様式第1号）を館長に提出し、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けなければならない。

- (1) 健康保険証
- (2) 運転免許証
- (3) 学生証
- (4) 在留カード（外国人登録証明書）
- (5) 身体障害者手帳
- (6) 住民基本台帳カード
- (7) 社員証
- (8) 本学の卒業証明書又は卒業証書の写し

2 館長は、利用希望者が第2条に規定する資格を有すると認めるときは、利用証を交付する。

3 利用証の交付申請受付は開館日（土曜日を除く。）の9時から17時までとする。

4 館長は、再交付及び更新を含む利用証の発行については、登録料として500円を徴収する。

5 館長は、徴収した登録料については返還しない。

6 利用証の有効期限は、交付の日から起算して1年とし、更新を希望する場合は所定の更新手続きを行わなければならない。

7 利用証は、これを他人に貸与、譲渡、または転売等を行ってはならない。

（利用の範囲）

第7条 利用者の資料の閲覧は、館内の所定の場所に限るとし、その他の場所での閲覧はできない。

2 利用者は、館内では係員の指示に従わなければならない。

（図書の帯出）

第8条 利用証の交付を受けた者は、図書を借り受けて帯出することができる。

2 図書を帯出するには、希望する図書と利用証を受付に提出しなければならない。

3 帯出できる図書の期間及び冊数は14日間・3冊とし、利用延長することはできない。

（利用証の更新不許可並びに即時停止）

第9条 館長は、次に掲げる者に対しては、利用証の更新を認めないことができる。

(1) 帯出した図書を、返却期限までに返却しない者

2 館長が、特に悪質と認める場合は、有効期間内であっても即時利用の停止をすることができる。

（図書館内の見学）

第10条 図書館内を見学しようとする者は、「図書館見学申請書」（様式第2号）を提出し、係員の指示に従う。

（委任）

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、館長が定める。

（改廃）

第12条 この要綱の改廃は、図書館運営会議の議を経て、館長が行う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月4日第1号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。



